

企業長の報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例を公布する。

令和8年2月20日

大阪広域水道企業団
企業長 永藤 英機

大阪広域水道企業団条例第1号

企業長の報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例

(企業長の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第1条 企業長の報酬及び費用弁償等に関する条例(平成23年大阪広域水道企業団条例第20号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(費用弁償) 第4条 企業長が公務のため旅行したときに支給する費用弁償の額は、 <u>国家公務員等の旅費に関する法律施行令(令和6年政令第306号)に定める指定職職員等相当額</u> とする。	(費用弁償) 第4条 企業長が公務のため旅行したときに支給する費用弁償の額は、 <u>国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)に定める指定職の職務にある者相当額</u> とする。

(証人等の実費弁償に関する条例の一部改正)

第2条 証人等の実費弁償に関する条例(平成23年大阪広域水道企業団条例第21号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(実費弁償) 第2条 (略) 2 前項の規定による実費弁償(企業長が特別の事情があると認める場合に係るものを除く。)の額は、企業長が定める企業団に勤務する一般職に属する職員に対して支給する旅費の額相当額 <u>に日当の額を加えた額</u> とする。	(実費弁償) 第2条 (略) 2 前項の規定による実費弁償(企業長が特別の事情があると認める場合に係るものを除く。)の額は、企業長が定める企業団に勤務する一般職に属する職員に対して支給する旅費の額相当額 <u>(内国旅行にあっては、当該旅費の額のうち日当の額相当額を除いた額)</u> とする。ただし、 <u>企業長が定める内国旅行にあっては、企業長が定める場合を除き、その額に、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)に定める6級以下3級以上の職務にある者の日当の額相当額を加えた額とする。</u>

(大阪広域水道企業団議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第3条 大阪広域水道企業団議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(平成23年大阪広域水道企業団条例第31号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(費用弁償) 第4条 議員が公務のため旅行したときに支給する費用弁償の額は、 <u>国家公務員等の旅費に関する法律施行令(令和6年政令第306号)</u> に定める指定職職員等相当額とする。	(費用弁償) 第4条 議員が公務のため旅行したときに支給する費用弁償の額は、 <u>国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)</u> に定める指定職の職務にある者相当額とする。

(大阪広域水道企業団監査委員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第4条 大阪広域水道企業団監査委員の報酬及び費用弁償等に関する条例(平成23年大阪広域水道企業団条例第33号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(費用弁償) 第4条 監査委員が公務のため旅行したときに支給する費用弁償の額は、 <u>国家公務員等の旅費に関する法律施行令(令和6年政令第306号)</u> に定める指定職職員等相当額とする。	(費用弁償) 第4条 監査委員が公務のため旅行したときに支給する費用弁償の額は、 <u>国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)</u> に定める指定職の職務にある者相当額とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の証人等の実費弁償に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行及び同日前に出発し、かつ、同日以後に完了する旅行のうち同日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち同日前の期間に対応する分及び同日前に完了した旅行については、なお従前の例による。